へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月28日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第12号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和46年香川県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
表第1(第2条関係) 1 へき地学校		別表第1 (第2条関係) 1 へき地学校	
学 校 等	級別	学 校 等	級 別
略 丸亀市立本島中学校 土庄町立豊島小学校 略	略	略 丸亀市立本島中学校 坂出市立岩黒小学校 坂出市立岩黒中学校 女出市立岩黒中学校 土庄町立豊島小学校 略	1 級
8 略		8 8	

附則

この規則は、公布の日から施行する。